

SGEC 森林認証審査報告書

静岡市有林

「高山・市民の森」

平成22年12月

(社) 全国林業改良普及協会

目 次

I. 静岡市有林「高山・市民の森」森林管理計画の概要

・ 確認資料一覧

II. 審査経過

III. 判定事由書

I. 静岡市有林「高山・市民の森」森林管理計画の概要

1. 森林の所有者 : 静岡市長 小嶋善吉
2. 森林の管理者 : 静岡市経済局農林水産部中山間地振興課
(所在地) 静岡市葵区追手町5番1号
3. 認証の区域 : 静岡市有林「高山・市民の森」
静岡市葵区水見色2129-1外
4. 対象森林面積 : 37.94ha「高山・市民の森」(位置図添付)
5. 森林資源の構成

【樹種・齢級別資源構成表】H22年4月現在

上段：面積(ha)／下段：蓄積(m³)

齢級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
人工林	スギ									0.46		2.33	6.71	1.02	0.07		10.59
										116		648	1,983	311	21		3,079
	ヒノキ						0.81			0.46		7.88	12.52		0.07		21.74
							76			97		1,995	3,343		20		5,531
	その他 広葉樹	1.78	2.52														
	0	15															15
計	1.78	2.52				0.81				0.92		10.21	19.23	1.02	0.14		36.63
	0	15				76				213		2,643	5,326	311	41		8,625
その他	天然林																0
																	0
	その他																1.31
																	0
計																	1.31
																	0
合計		1.78	2.52				0.81			0.92		10.21	19.23	1.02	0.14		37.94
		0	15				76			213		2,643	5,326	311	41		8,625

※森林施業計画認定期間：平成22年4月1日～平成27年3月31日

6. 対象森林の沿革・概要

(1) 地域の概要

静岡市は、人口727千人、市域面積は141,182haで、そのうち森林面積が107,256haと、森林率76%に及ぶ広大な森林を有する政令指定都市である。市域は、3,000m級の高峰10座を有し、日本を代表する山岳景観を誇る南アルプ

スから、三保松原など風光明媚な海岸線を持つ駿河湾まで、起伏に富んだ美しい自然景観を作り出している。

また、地形や地質構造は、中央構造線や糸魚川静岡構造線の影響を強く受けた特異稀な地域であり、顕著な褶曲構造と堆積岩を主体とする脆弱な地質は、山麓部を持たない急峻な地形とともに、森林の形成や森林土壌生成にも深く関わっている。

気候は、年平均気温 17℃、年間降水量 2,050mm と温暖多雨な地域であり、こうした豊富な雨が市域の森林を育み、流れ出るミネラル豊富な水や快適環境などをもたらし、市民の生活に潤いや安らぎを与えている。

対象となる「高山 市民の森」は、こうした森林から流下する安倍川と藁科川に挟まれた水見色、新聞、足久保の 3 地区の境界に位置している。

地域は茶を中心とした農林業を主な生業としている地域であり、近年は、林業就業者数の減少等により、かつての活気は見られなくなっていたが、「高山・市民の森」が開かれたことで、各地区に都市部住民が訪れる機会が増え、地区に活気と連帯感が生まれてきている。とりわけ水見色地区と新聞地区では、地区住民が運営する農産物直販施設が開設され、新鮮な農林産物を買求める市民が多く訪れ、盛況を呈している。

(2) 対象森林の沿革－「高山・市民の森」の沿革

水見色、新聞、足久保の 3 地区は、昭和 30 年 6 月 1 日、地域編入により、安倍郡中藁科村、同服織村、同美和村から静岡市に行政区が変更になった。これに伴い、それぞれの地区の村有林は、市有林として管理されるようになり、時期を前後して再造林、その後の除伐、間伐など静岡市によって保育施業が行われてきている。

平成 11 年、静岡市において、森林の持つ様々な機能の維持増進と、快適な市民生活の確保を目的に「静岡市森林環境基金」が創設された。これに伴い森林レクリエーションや林業体験等市民の交流の場所として、市民の森整備が検討され、平成 13 年 3 月に当該地区森林（高山）を市民の森として位置付けた「市民の森整備基本計画」が策定された。この計画に基づき、新聞・足久保地区は市有林を活用し、水見色については、買収により森林を取得したうえで平成 15 年度から平成 18 年度にかけて整備が進められた。整備の過程で、学習展示施設や展望台、遊歩道、駐車場などの公園施設の整備と、生活環境保全林整備事業（治山事業）による間伐や管理道整備、広葉樹導入などが行われ、平成 18 年 12 月「高山・市民の森」としてオープンした。

現在、対象森林は、市民の憩いの場としての利用目的に応じて広葉樹林、針広混交林、スギ・ヒノキ人工林と整備目標を明確にした管理が行われている。

(3) 対象森林の現況

対象森林である「高山・市民の森」は、水見色民有林を買収により取得した

部分 14.68ha と、従前より市有林として管理していた足久保、新間の各市有林 7.01ha、16.25ha の計 37.94ha である。

森林は、全域が昭和 30 年代に造林されたスギ・ヒノキ人工林であったことから、「高山・市民の森」として整備するに当たって、森林生態系の多様性を確保するため、樹種転換により広葉樹林として整備した「歓迎の森」、「遊びの森」、「散策の森（一部針広混交林）」、「観察の森」、針広混交林化を目指して整備した「復元の森」、スギ・ヒノキ人工林の「収穫の森」、「竜神の森」、「水源の森」の 3 タイプ 8 種類の林に区分されて整備されている。

広葉樹林や針広混交林への誘導に当たっては、スギ・ヒノキ人工林内に設けたギャップに、シデ、コナラ、エゴノキ、イロハカエデ、クリなど在来種を主とした 1～2 齢級の広葉樹が植栽されている。スギ・ヒノキ人工林と針広混交林のスギ・ヒノキ部分は 9～14 齢級の林木で構成され、間伐が行き届いた管理された林となっている。

なお、公園施設としては、学習展示施設、展望台、駐車場、管理道等 (1.31ha) が設けられている。

(4) 機能区分、制限林・保護林等の状況

対象となっている林分は、静岡市森林整備計画によって、全域が「森林と人との共生林」に区分されている。また、制限林としては、ほぼ全域の 37.57ha が平成 20 年 3 月 21 日に保健保安林の指定を受けており、水見色・新間区域の 23.01ha が砂防指定地となっている。

【機能別森林の概況】

林種		機能区分			合計
		水土保持林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	
人工林	面積 (ha)		36.63		36.63
	蓄積 (m ³)		8,625		8,625
	成長量 (m ³)		105		105
天然林	面積 (ha)				
	蓄積 (m ³)				
	成長量 (m ³)				
その他	面積 (ha)				※1.31
合計	面積 (ha)				37.94
	蓄積 (m ³)				8,625
	成長量 (m ³)				105

※「その他」は駐車場等の施設区域。

(5) 施業履歴

【5年間の施業履歴】

作業種 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
下刈り (ha)			5.50ha	10.48ha	14.38ha	30.36ha
風倒木処理 (本)			60本			60本

※市民の森は、H18年12月にオープンしており、H17・18年は整備期間中。

(6) 林道・作業道の整備状況

林道高山線 延長 795m 路網密度 20.9m/ha
作業道 延長 1,693m 路網密度 44.6m/ha

(7) 過去5年間の森林被害（病虫獣害・森林火災・気象害）の記録

平成19年9月台風による強風のため風倒木発生。高山山頂の散策の森2で60本の風倒木を確認した。このため、整理、搬出、運搬処理を業者委託し、搬出できる倒木40本を林外へ搬出し、バイオマス燃料として静岡製材協同組合へ搬入処理した。残り20本の倒木は、林内において玉切り、整理している。

(8) 森林の管理体制

「高山・市民の森」の管理は、施設管理の機動性確保や、森林・林業に対する知識と経験、地域雇用創出等の観点から、静岡市が、地元の水見色地区と新聞地区の住民で組織された「高山・市民の森管理組合」に委託している。

この管理組合では、静岡市からの委託契約により、広葉樹等植栽部分の下刈りや林内巡視、設備点検等を主に行っており、間伐や風倒木処理など林業機械による作業が必要な場合は、地元森林組合や林業企業体へ委託している。

7. 対象森林の経営方針(静岡市「高山・市民の森」管理基本方針)

静岡市では、森林の持つ様々な機能の維持・増進に向けて、森林を良好な形で管理し、市民共有の貴重な財産として後世に引き継ぐため平成11年に「静岡市森林環境基金」を創設した。この基金を活用して、自然環境の整備・保全を推進するため、①森林の整備、②自然環境の保全と創造、③都市住民との交流促進の3本を柱とする事業を展開している。

「高山・市民の森」は、②自然環境の保全と創造、③都市住民との交流の促進を実現するために整備されたもので、自然とふれあう機会を求める市民の声に応え、森林を活用したレクリエーション、林業体験、市民の交流の場として適切に維持・管理していくことを「管理基本方針」としている。

静岡市「高山・市民の森」管理基本方針の概要は次の通りである。

(1) 林業経営

広葉樹林タイプ、針広混交林タイプについては、植栽した広葉樹の健全な生育を促すため、下刈、つる切り、除伐等保育を重点的に行い、生物多様性が維持された森として、自然観察や森林教室等森林環境教育に活用する。

また、現在9齢級から14齢級にあるスギ・ヒノキ人工林については、非皆伐を原則とした200年生以上の大径木高齢林を目標とする。その間は、「将来木」を的確に選定した上で、効率性と生産性が高い中層間伐を実施する。

(2) 目標とする森林のタイプと施業

「高山・市民の森」は、樹種転換による広葉樹主体の森、人工林にギャップを点在させ、広葉樹苗木を樹下植栽した針広混交林を目指した森、現存の人工林の3タイプの森を整備している。その3タイプの森それぞれが十分に森林の公益的機能が発揮できるよう次のとおり維持管理する。

① 広葉樹林

広葉樹林は、人工林を皆伐し、樹種転換を図った場所で、1～2齢級の在来種主体の幼齢林である。従って、適正な保育に努めることにより高木、中高木、低木が適度に混在する森林空間を生み出し、保健休養機能が高く自由で多目的な活用が可能な森林を造成する。また、草本類の保護、増殖に努め、生物の繁殖に必要なハビタットを創出するとともに、土壌の流出防止や土壌生成に好適な環境づくりを行う。

② 針広混交林

針広混交林成立には、ギャップ内の広葉樹の生育が不可欠であるため、日照や競争種の繁茂、苗木の生育状況等観察し、下刈、蔓切り等適切な管理により、高木から低木まで豊富な階層が存在する生物多様性に富む立地環境を創出する。現存の針葉樹は、生育状況に応じた保育間伐を実施し、日照を確保するとともに下層植生を豊かに保つことで、水源涵養、崩壊防止など公益的機能の維持増進に努める。

③ スギ・ヒノキ人工林

スギ・ヒノキ人工林では、保育間伐や蔓切りを行い、林冠の閉鎖を防止することで光環境を改善し、下層植生の多様化を図る。同時に「将来木」等の残存木の生長を促進させ、根張りのしっかりした大径木を生産し、水源涵養機能や国土保全機能の高い森林を造成する。

(3) 地域への貢献

地元住民の企画・運営に行政が協力するという形で、地元と行政の協働事業という理念を実現するため、現在行われているイベントなどを通じて、地元の方々が主役となるプログラム（炭焼、地域文化の伝承、高山市民マラソンなど）を一緒になって企画していく。

そして、市民がもっと親しく森を感じることができ、気軽に何度も訪れ利用

される名実ともに市民の森とするため、学校関係への利用促進を図るとともに市民への周知に力を入れる。そして、森林の役割を市民一人一人が理解し、森林を大切に育てる意義を森林認証という形として伝えていく。また、市内の若手林業家の中にも、グループで森林認証を取得し、大切に森を育てながら森の大切さを訴えている人たちがいる。これら担い手を後押しする意味でも、森林認証の意義を市民に周知させなければならない。

「高山・市民の森」に多くの市民が集まり地元の人たちと交流することで、山村文化を学び、中山間地の現状を知ることができ、そこから人的ネットワークが生まれ地域振興に繋がっていく。そのための地域のシンボリック役割を担っていききたい。

8. 対象森林の環境方針

「高山・市民の森」は、市民の保健・休養・レクリエーションの場として整備されたものであり、ほぼ全域が保健保安林である。

静岡市では、対象森林の管理に当たって、下記の「高山・市民の森 環境方針」を作成している。概要は以下の通り。

森林は、市民共有の財産です。市民が平等に森の恵みを享受して、安全で快適な生活を維持するとともに、豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。そのために、静岡市環境基本条例や静岡市森林環境基金条例など環境関連法令を遵守するとともに、『緑の循環』認証会議(SGEC)の森林認証基準等に準拠して、以下のとおり、静岡市「高山・市民の森」環境方針を定めます。

- 1 生態系に配慮した適切な森林の管理によって、豊かな自然環境の保全と生物多様性の維持・増進に努めます。
- 2 間伐を適切に行い、CO2 吸収機能の高い健全な森林の維持・保全に努めます。
- 3 「高山・市民の森」に棲息する生物の状況を把握するため、モニタリングを行い、希少動植物の発見と保護に努めます。
- 4 高山の池の両生類や水生昆虫ため、水生植物や水辺林を大切に守っていきます。
- 5 様々な恵みを与えてくれる森林を、健康づくりや憩いの場所として積極的に活用し、森林と人との交流を推進します。
- 6 森林教室や昆虫教室などを開催し、自然とのふれあいの機会を提供します。
- 7 市民やボランティア団体と協働し、健全な森づくりを推進します。
- 8 学校活動などにおける森林環境・林業学習を支援します。
- 9 森林・林業の大切さを伝える林業体験教室などの市民参加・体験型活動を推進します。

- 10 木材など森林から産出される資源は、再生可能な森の恵としてできるだけ活用します。
- 11 森林認証の意義や重要性などについて、市民に対し、積極的に情報提供していきます。
- 12 ハイカーや施設訪問者に対して、山火事防止、ゴミの持ち帰りなど、森林でのマナーの啓発に努めます。

9. 施業指針の概要

「高山・市民の森」は、広葉樹林化、針広混交林化、高齢林化を目指した人工林であり、利用目的によって8種類に区分され、目標林型と施業方針が定められている。

施業実施にあたっては、静岡市森林整備計画の施業基準を遵守するとともに、高山・市民の森「生物多様性の保全を考慮した施業指針」に則り、保健休養機能の維持増進や生物多様性、生活環境保全機能を重視した施業を行ってきている。

【目標林型と施業方針】

森林区分	目標林型	施業方針	利用区分	利用目的
広葉樹林	林間広場で自由に遊び、森林浴やウォーキング、自然観察など多目的な利用ができる活動の森。	保健休養機能が高度に発揮できる森づくりを目指し、ミニマムインパクトの施業に心掛ける。	歓迎の森	利用者を四季折々華やいだイメージで迎える。
			遊びの森	林間広場で学校、家族、グループなど自由に遊ぶ。
			散策の森	森林浴やウォーキング。
			観察の森	植物、昆虫など自然観察や環境教育。
針広混交林	針広混交林であった昔の里山林。	高木、中高木、低木のバランスを考慮しつつ、生物のハビタット創出を目指した施業を行う。	復元の森	森林浴や間伐などの林業体験。
スギ・ヒキ人工林	荘厳な雰囲気が漂う大径木高齢林。	水源涵養機能や国土保全機能を重視した長伐期施業による保育、利用間伐等の実施。	収穫の森	しいたけなどきのこの栽培と収穫。
			竜伝説の森	高山の池の水生動物や昆虫観察、ウォーキング、森林浴。
			水源の森	森林浴と林業体験。

10. 地域への貢献

対象森林において、評価される主な地域貢献活動は次のとおり。

- ・森林レクリエーションや森林浴など市民の保健休養や森林教室、林業体験など森林環境教育の場としての役割を担う。
- ・「高山・市民の森」施設管理を地元住民で組織された「高山・市民の森管理組合」に委託し、地元雇用を創出。
- ・「高山・市民の森」の開設が、地域の農産物直販所(「水見色きらく市」、「しんま路」)への誘客に繋がり、地域経済が活性化しつつある。
- ・地域振興の一環として高山きのか祭を開催し、地元で農林業を営む人たちを講師として招くとともに併せて地場の農産物を紹介している。
- ・民間ボランティアやライオンズクラブ、美容協会などの市民団体が社会貢献活動(植栽)の場として活用している。
- ・「森林療法研究会」が障害を持つ子どもたちの治療のためのフィールドとして利用。

11. 森林環境教育などへの取組

静岡市では、「持続可能な社会の実現へ向け、私たちは環境について多様に学び、環境のために率先して行動します」を総合目標とした「静岡市環境教育基本方針(平成19年3月策定)」策定しており、対象森林は、重要な「環境教育のためのフィールド」と位置づけられている。

対象森林で実施されている市民への主な環境教育活動は、下記のとおり。

- ・地域組織へ森林レクリエーションの技法を伝授し、地域が主体となって施設を活用しながら森林環境教育を実践する。
- ・一般市民を対象とした森林教室と昆虫教室を各6回、チェーンソー教室を5回、毎年実施している。毎年600人程度の参加者がある。
- ・地域の小・中学校の林業体験や自然教室のフィールドとして利用。
- ・水見色小学校の総合学習の一環で、郷土種を苗木から育てる学校林「やまばとの森」として活用。
- ・地域の協力を得て年1回、市民対象のきのか祭を行い、シイタケやナメコ、クリタケなどの原木作りや種駒打ちを体験し、森の恵みについて学ぶ。
- ・学校関係へ「高山・市民の森」での森林環境教育の実践を依頼し、さらなる利用促進を働きかけている。

12. 生物多様性の保全への取組

「高山・市民の森」は、「自然環境の保全と創造」、「都市住民との交流の促進」を実現するために整備されたもので、生物多様性の保全は、重要なテーマである。

対象森林での取組で、生物多様性の保全の観点からの主な評価点は下記の通り。

- ・対象森林は、全域がスギ・ヒノキ単層林であったことから、「高山・市民の森」整備にあたって、アセスメント調査を実施して、草本類の保護・増殖と生物の繁殖に必要なハビタットを創出する観点から、人工林の一部で、広葉樹林または針広混交林へ樹種転換を図っている。
- ・樹種転換等で使用した苗は、対象森林周辺に元々存在した郷土種に限定している。
- ・対象森林内に、両生類や水生昆虫、水生植物の繁殖する自然の池があり、ビオトープとして、周囲に灌木や中高木類を植栽して産卵場所を確保するなど、周辺環境も含めた保全に配慮している。
- ・間伐(本数調整伐)や下刈により、林床環境の改善を図っている。薬剤は一切使用していない。
- ・アサギマダラが好んで吸蜜するフジバカマを、駐車場法面など人工施設の回りに植栽している。
- ・市販のタフブネ 18 基を森林内に設置し、産卵から羽化までトンボの生活史を観察している。
- ・「高山・市民の森」の植物マップを作成するため、職員によるモニタリングを行っている。
- ・林内巡視を行い希少種の発見に努めている。確認された重要な自生種等には、目印を付け、下刈などで損傷させないように保護している。

【確認資料一覧】

- ・ 森林施業計画認定書
- ・ 認定森林施業計画書
(森林の現況並びに伐採・造林・保育計画、森林簿)
- ・ 静岡市森林整備計画書
- ・ 静岡地域森林計画書
- ・ 静岡市市有林施業記録簿 (H15～30 年度：計画・実績)
- ・ 申請山林の位置図 (1/50,000)
- ・ 林相現況図 (1/4,000)
- ・ 静岡市森林基本計画
- ・ 静岡市環境基本計画
- ・ 静岡市環境基本条例
- ・ 静岡市森林環境基金条例・事業要綱
- ・ 静岡市森林環境基金事業の概要
- ・ 市民の森整備基本計画
- ・ 静岡市「高山・市民の森」管理基本方針
- ・ 静岡市「高山・市民の森」環境方針書
- ・ 生物多様性の保全を考慮した施業指針
- ・ 施業委託仕様書
- ・ 林野火災予消防マニュアル
- ・ 緊急連絡体制
- ・ 林業薬剤管理マニュアル
- ・ 安全作業マニュアル
- ・ 安全衛生及び健康管理マニュアル
- ・ モニタリング調査実施要領
- ・ 巡視報告書・作業終了時巡視報告書
- ・ 動植物保全状況報告書
- ・ 「高山の池」保全対策マニュアル
- ・ 「高山・市民の森」に生息・生育する動植物
- ・ 「高山・市民の森」周辺のレッドデータブック（静岡県版）掲載種確認一覧表
- ・ 静岡県 第10次鳥獣保護事業計画
- ・ 静岡県 特定鳥獣保護管理計画（カモシカ：第3期）
- ・ 静岡市鳥獣被害防止計画
- ・ 静岡市環境教育基本方針
- ・ 平成14年度県単治山一高山調査委託報告書（静岡県静岡市水見色（高山）地内）
- ・ 保安林の指定について（通知：平成19年12月・平成20年3月）
- ・ 静岡市市有林巡視員要綱
- ・ 静岡市高山・市民の森施設管理業務委託契約書
- ・ 高山・市民の森管理組合 規約・組織図・名簿

Ⅱ. 審査経過

静岡市有林「高山・市民の森」の審査経過

審査は、(社)全国林業改良普及協会の児島裕、宇佐美均、坂野久義の3名が担当した。

【審査申込】

平成22年7月28日／審査申込

審査申込みに当たって、下記について説明した。

(内 容)

1. 『緑の循環認証会議』SGEC 森林認証の考え方
2. 基準・指標・ガイドラインの説明
3. 審査手順及び毎年 of 管理審査の説明
4. 審査申込書の受付
5. 確認資料の説明

【企画審査】

平成22年9月8日～9日／「企画審査」での現地確認

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会 認証審査センター
審査員 児島 裕
専門審査員 坂野久義 (静岡県)

(場 所)

静岡市農林水産部中山間地振興課事務所
高山市民の森「森の恵」管理事務所

(立ち会い者)

静岡市経済局農林水産部中山間地振興課
課長 山元高匡
副主幹 杉山雅章 (担当者)
高山・市民の森管理組合 組合長 杉山藤乙 (受託管理者)

(聞き取り対象)

静岡市森林組合
静岡市林業研究会 (隣接地森林所有者)
静岡市農林水産部治山林道課 (林道担当)

(内 容)

企画審査では対象森林の自然条件、地域的特性、施業状況、社会環境を把握するため、関係者への聞き取り及び抽出した現地等で下記内容の調査を行った。

1. 静岡市当局及び受託管理者の SGEC 基準・指標等、諸規定の遵守意思の確認
2. 森林の概況・林業・林産業の状況について聞き取り及び関連資料の確認
3. 地域森林計画及び市町村森林整備計画における指定施業要件等の確認
4. 森林簿・及び森林計画図の現地照合
5. 地域での労働安全対策と実施状況について森林組合関係者から聞き取り
6. 管理組合員の社会保障等への加入状況、労働安全対策について
7. 現地調査による管理森林の管理状況の把握
8. 林地の保全や環境配慮事項についての受託管理者への指導状況について
9. 自然環境・文化財等について
10. 対象地域の自然環境及び野生動植物の状況について
11. 希少野生動植物種の生息状況及び保護対策について
12. 導入された治山樹種などの植生への影響について
13. 静岡市における林道の整備状況
14. 地域における森林環境教育・レクリエーション活動について
15. シカ害等森林被害の状況・対策について
16. 対象森林の地域に対する貢献について

平成 22 年 10 月 29 日／審査要件の設定

(内 容)

「企画審査」での現地確認の結果等により、SGEC の基準・指標・ガイドラインに基づいた別紙「全林協審査判定表」の 68 項目を「審査要件」として決定し、申請者に「審査要件」を伝えた。

【確認審査】

平成 22 年 11 月 30 日 / 「確認審査」での現地確認

(審査委員)

元東京農業大学教授・農学博士 河原輝彦

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員 児島 裕

専門審査員 坂野久義

(場 所)

静岡県農林水産部中山間地振興課事務所

高山市民の森

(立ち会い者)

静岡県経済局農林水産部中山間地振興課

課長 山元高匡

副主幹 杉山雅章 (担当者)

高山・市民の森管理組合 組合長 杉山藤乙 (受託管理者)

(聞き取り対象者)

静岡県中部農林事務所森林整備課 担当者

静岡市森林組合

NPO 森と学ぶ家づくりの会 (杉山製材所専務)

近隣森林所有者 他

(内 容)

「確認審査」での現地調査及び森林所有者、行政関係者、利害関係者への面談を行い下記事項の確認を行った。

1. 対象森林に関する確認資料の内容について、質疑応答及び関連資料の確認。
2. SGEC 森林認証取得に当たって、地域行政として期待すること。
3. 鳥獣保護区の設定状況、特定鳥獣保護管理計画の実施状況について
4. 高山池に生息する水生生物とその保護対策について
5. 保安林における指定施業要件について
6. 地域の森林レクリエーション受益者の動向について
7. 対象山林内の旧慣の有無と、権利関係の保護状態。
8. 森林体験イベント等の内容と実施状況。

【審査判定】

平成 22 年 12 月 20 日 / 審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興（株）代表取締役・農学博士	西村勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋俊幸
（社）林木育種協会理事	真柴孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺政一
(社)全国林業改良普及協会	児島 裕
(社)全国林業改良普及協会	野田昭一
(社)全国林業改良普及協会	宇佐美均

(内容)

「審査要件」及び「確認審査」内容に基づいた審査結果を審査委員会に諮り、審査決定を行った。

提示資料及び現地確認審査による審査判定表の内容から、対象森林は、SGEC 森林認証に値する森林であるものと認められた。

(判定内容については、判定事由書参照)

Ⅲ. 判定事由書

静岡市有林「高山・市民の森」の審査における判定事由

【森林認証審査判定】

「企画審査」により、SGECの定める基準・指標・ガイドラインに準拠した全林協審査判定表「静岡市有林「高山市民の森」」のとおり、68項目を「審査要件」として決定した。

「審査要件」に基づき「確認審査」を行い、審査判定について審査委員会に諮ったところ、申請森林は、認証に価すると判定された。

なお、審査委員会により、下記項目について、「向上目標」が付記された。

「向上目標」については、今後の年次管理審査において、達成度がチェックされる。

【向上目標】

1. 「高山の池」は、山頂部にある脆弱な水辺環境と思われ、周辺からの流入土砂による池底の上昇は、生態系に深刻な影響を与える恐れがある。今後、水深などを注意深く監視していく必要がある。（基準2-2）
2. 緑化植物等整備に当たって導入された植物の周辺生態系への影響を、モニタリング等により、注意深く監視する必要がある。（基準2-4）
3. 急傾斜地に設置されているアクセス林道の維持・管理には、今後とも慎重な対応が求められる。（基準3-5）
4. 間伐の遅れで一部に見られる、樹冠長が短く将来の健全な成長が見込めない林分については、植え替えなども視野に入れた検討が望まれる。（基準4-6）
5. 対象森林は、森林公園であると同時に、林業体験学習の場としての目的を持っており、今後計画されている間伐施業に伴う伐採木をできる限り搬出して有効利用することが求められる。（基準6-5）
6. 生物多様性の保全も含めたモニタリングは、端緒についたところであり、今後計画的な実行が必要である。（基準7-1）
7. 市民の森ホームページによって、森林の四季やイベントなどの情報を発信しているが、内容の更新が不十分である。市民の森として、森林に対する市民ニーズに答えられる情報の発信により一層努められたい。（基準7-4）

【判定事由】

基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

1-1. 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確である。

1-1-1 / 妥当である

今回森林認証の対象となる森林(以下：「対象森林」)は、静岡市が、市内葵区水見色 2129-1 外に所有管理する市有林「高山 市民の森」：37.94ha である。

森林及び公園施設の管理は、地元の水見色地区と新聞地区の住民で組織された「高山・市民の森管理組合」に管理委託契約書によって委託されている。

「森林簿」、「森林計画図(林相現況図：1/4000)」、静岡市林務関係管内図(1/50000)、「高山 市民の森位置図(1/5000)」などが常備されている。

1-2. 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別（人工林、天然林別）、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されている。

1-2-1 / 妥当である

「森林簿」が常備されており、5年おきの森林施業計画樹立の際に、森林調査等によって更新されている。

1-3. 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭である。

1-3-1 / 妥当である

森林計画図を樹種別（スギ・ヒノキ・広葉樹）に色分けし、路網・水系などを記載した「林相現況図」（1/4000）を常備している。

境界には実測に基づく、境界杭が設置されており、認証対象森林の位置は、現地及び図面上で明確であることを確認した。

1-4. 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されている。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されている。

1-4-1 / 妥当である

H22～26年度の森林施業計画が立てられており、現計画認定書の写しを確認した。対象森林は市有林であり、「静岡市森林整備計画(H22～31年度)」による「森と人との共生林」として、「生活環境保全機能または、保健文化機能を重視する森林」として管理されている区域である。

なお、上記森林整備計画では、「森林認証取得の促進」を掲げ、市有林において森林認証取得を推進し、「森林認証制度を市民に周知する」としている。

1-4-2 / 妥当である

対象森林は、全域が「森林と人との共生林」と区分されており、「静岡市「高山・市民の森」管理基本方針(以下:「管理基本方針」)」によって、自然観察や森林教室等の森林環境教育に活用することを目的とした3つの森林タイプと目標林型が明示されている。

1-4-3 / 妥当である

静岡市では、「静岡市環境基本条例」に基づく「静岡市環境基本計画」を策定しており、対象森林においても「静岡市「高山市民の森」環境方針(以下:「環境方針」)」が提示されている。

1-5. 森林管理計画に即した森林管理を実行しうる管理体制と経営が行われている。

1-5-1 / 妥当である

対象森林の管理は、施設管理の機動性確保や、森林・林業に対する知識と経験、地域雇用創出等の観点から、静岡市が、地元の水見色地区と新間地区の住民で組織された「高山・市民の森管理組合(以下:「管理組合」)」に委託している。

「管理組合」は、植栽部分の下刈や林内巡視、設備点検等を行っており、間伐や風倒木処理など林業機械による作業が必要な場合は、静岡市が「施業委託仕様書」に基づき、森林組合や林業企業体に別途委託している。

1-5-2 / 妥当である

対象森林は、森林を活用したレクリエーション、林業体験、市民の交流の場として適切に維持・管理していくことを「管理基本方針」としており、「管理組合」を中心とした地元住民の企画・運営に行政が協力するという形で、森林の整備や様々なイベント企画が実施されている。

基準2 生物多様性の保全

2-1. 生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められているとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められている。

2-1-1 / 妥当である

対象森林は、里山地帯の元々全域がヒノキ・スギ単層林からなる人工林であった区域である。

静岡市森林整備計画によって、森林と人との共生林に区分されており、「管理基本方針」に掲げる「自然環境の保全と創造」を目的に、広葉樹への樹種転換や、針広混交林への誘導、元の人工林として長伐期施業を行うなど、3つの森林タイプを目指した管理が、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」（以下：「施業指針」）に基づいて実行されている。

2-1-2 / 適用除外

対象森林は、静岡市の里山地帯であり、周辺も含め、原生林やそれに近い森林は見られない。

2-2. 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められている。

2-2-1 / 妥当である

「高山・市民の森」としての整備に当たって、生活環境保全林整備事業によるアセスメント調査(H14年11月)が行われており、「高山の池」など、生物多様性維持上の重要な要素及び、重要種は概ね把握されている。

さらに、上記調査において、水生動植物等重要種の保護・保全対策について、市民や専門家を交えて「「高山の池」保全対策」についての指針が作成されている。

2-2-2 / 妥当（向上目標付記）

対象森林内に両生類や水生昆虫、水生植物の繁殖する自然の池があり、ビオトープとして、周囲に灌木や中高木類を植栽して産卵場所を確保するなど、「環境方針」及び「高山の池保全対策マニュアル」に基づき、周辺環境も含めた保全に配慮している。

ただし、池に雨水を導入するため設置された水路工での流入土砂対策が不十分なため、大雨などで流入した土砂が池底に堆積することが懸念される。

2-3. 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。

2-3-1 / 妥当である

対象森林では、RDB種が、数種類確認されており、それらを含む生物多様性情報の記載については、前記2-2-1の通り。

さらに、「高山の池」近く、及び「遊びの森」に大型動物観察用のセンサーカメ

ラをそれぞれ1台設置（H22年8月）し、野生動物の行動把握にも努めている。
なお、日常の管理業務の中でも林内巡視を行うなどして希少種等の発見に努めており、確認された重要な自生種には、目印を付け、下刈などで損傷させないように保護している。

2-3-2 / 妥当である

「施業指針」により、除・間伐などの際にも「動植物に多様な生息環境を生み出す枯損木については、適度に林内に残し、生物多様性保全に配慮する」としている。

また、両生類や水生昆虫、水生植物の繁殖する自然の池では、周囲に灌木や中高木類を植栽するなどして、産卵場所を確保するなど、生息環境の改善に努めている。

2-4. 下層植生を含め自然植生の保護に努めること。

2-4-1 / 妥当である

対象森林は、全域がスギ・ヒノキ単層林であったことから、市民の森としての整備に当たって、草本類の保護・増殖と生物の繁殖に必要なハビタットを創出する観点から、一部で、広葉樹林または針広混交林へ林種転換を図ってきている。

また、巡視等によって希少種等の発見に努めており、確認された重要な自生種には、目印を付けるなどして、下刈などで損傷させないように保護している。

2-4-2 / 妥当である

市民の自然とのふれあい増進の観点から、昆虫や植物採取禁止等の措置は講じていないが、常駐している管理者の巡視等により、不適切な採取が行われないよう、注意喚起している。

狩猟については、鳥獣保護法の事業計画等に基づいた鳥獣保護区、禁猟区を設けるなど、不適切な活動の防止に努めている。

2-4-3 / 妥当（向上目標付記）

外来生物法に基づき、特定外来生物等の侵入防止に努めている。

なお、整備に当たって使用した苗等は、原則的に対象森林周辺に元々存在した郷土種を使用しているが、一部法面緑化などにイチハギ等の緑化植物が使用されている。

これら緑化植物については、分布拡大等の悪影響がないか、モニタリング項目として、慎重に監視することとしている。

2-4-4 / 妥当である

対象森林内に設置されている治山施設には、「残置式木製型枠工」や「木製水路

工」などが採用されている他、林道・歩道等にも小径木等が多用されており、小動物などへの配慮が払われている。

基準3 土壌及び水資源の保全と維持

3-1. 土壌及び水資源の保全に与える影響を事前に把握し、森林管理計画や実施過程における悪影響を最小化する。

3-1-1 / 妥当である

対象森林は、静岡市がスギ・ヒノキの単層林であった森林を市民の森として、再整備した森林である。その際、展示施設や休憩施設、道路等の諸施設が導入されており、森林環境が大きく改変されていることは確かである。

そのため、整備に当たっては、前記のようにアセスメント調査を行うなどして、工事等に伴う環境や生態系への悪影響を最小限に抑えることはもちろん、生物多様性をより向上させることに特段の配慮を払ってきている。

3-1-2 / 妥当である

対象森林の約三分の二が、砂防指定地に指定されており、治山施設等が設置されるとともに、地域森林計画及び市森林整備計画によって、施業の方法や制限などの措置がとられ、森林計画図等に明示されている。

3-2. 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けている。

3-2-1 / 妥当である

対象森林周辺は里山地域で、昔から林業の盛んな地域でもあることから、山は尾根筋・沢筋まで、条件の良いところはほとんど植林されている。

対象森林は、森林と人との共生林であり、生産林ではないことから、今後の皆伐の計画はないが、「施業指針」で、「天然林が見られないことから、尾根筋及び沢沿いの造林木は、伐採せずに根張りの発達した樹木に育て、保護樹帯・水辺林としての機能をもたせる」としている。

3-2-2 / 妥当である

対象森林は、昭和30年代の造林で、尾根筋までスギ・ヒノキが植えられている。そのため、「施業指針」により「天然林が見られないことから、尾根筋及び沢沿いの造林木は、伐採せずに間伐を繰り返して下層植生を導入し、根張りの発達した樹木に育て、保護樹帯・水辺林としての機能をもたせる」ことを計画している。

3-3. 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流出防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されている。

3-3-1 / 妥当である

対象森林の約三分の二が、砂防指定地に指定されており、治山施設等が設置されるとともに、地域森林計画及び市森林整備計画によって、施業の方法や制限などの措置がとられ、森林計画図等に明示されている。

対象森林で上記制限等に抵触する伐採計画等はない。

3-3-2 / 妥当である

対象森林は、生産林ではないため、間伐や被害木の処理以外の収穫作業は想定されていない。

上記作業が必要な場合は、外部委託となるため、「施業委託仕様書」に基づき、残存木、地表面の保護に注意を払うことを明記した「施業指針」、「安全作業マニュアル」の遵守を求めていることとしている。

3-4. 林業機械に用いる、燃料、オイルその他の汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。

3-4-1 / 妥当である

燃料・オイル類は、関係法令及び「油類の取扱いマニュアル」に基づき、適切な管理のもと使用している。

病虫害が発生した場合は、薬剤不使用、捕殺が原則であるが、万一、蔓延による植生異常が懸念されるときは、「林業薬剤管理マニュアル」に従い、適切な管理のもとで必要最小限の使用とすることとしている。

3-5. 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。

3-5-1 / 妥当 (向上目標付記)

林道・作業道の新たな設置は計画されていない。

既存林道は、林道規程・林地開発許可等の基準を遵守して設計されており、透水性舗装やガードレール、土留めなどに木材等の生物系資材を利用するなど、環境負荷の軽減を図る措置がなされている。

ただし、対象森林までのアクセス林道も含め、これまで崩壊等の災害発生はないが、急傾斜地であることから、切り通しや法面高の高い箇所が多い。

基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

4-1. 経済的、社会的、生態的な持続性に配慮し、森林資源調査等に基づいた森林管理計画を作成し、適切な実行体制が整備されている。

4-1-1 / 妥当である

静岡市では、森林の持つ様々な機能の維持・増進に向けて、森林を良好な形で管理し、市民共有の貴重な財産として後世に引き継ぐため平成11年に「静岡市森林環境基金」を創設している。対象森林は、この基金のモデルとなるべく整備されたものであり、自然とふれあう機会を求める市民の声に応え、森林を活用したレクリエーション、林業体験、市民の交流の場として適切に維持・管理していくことを「管理基本方針」としている。

4-1-2 / 妥当である

対象森林は、全域がヒノキ・杉単層林からなる人工林であった区域である。市民の森としての整備に当たっては、アセスメント調査によって、資源状況を把握しており、「管理基本方針」に掲げる「自然環境の保全と創造」を目的に、広葉樹への樹種転換や、針広混交林への誘導、元の人工林として長伐期施業を行うなど、3つの森林タイプを目指した管理が、「施業指針」に基づいて実行されている。

4-2. 伐採量は森林の機能区別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されている。

大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められている。

4-2-1 / 妥当である

森林施業計画書の「森林の現況並びに伐採・造林・保育計画表」に林分ごとの伐採方法・伐採率・面積・材積、伐採予定時期等が記載されている。対象森林は、森林と人との共生林であり、生産を目的とした森林ではないことから、間伐以外の伐採計画はない。

4-2-2 / 妥当である

対象森林は、森林と人との共生林に区分されており、市森林整備計画によって、「樹種の多様性増進のための施業を推進すべき森林」とされ、施業の方法が定められている。対象森林では、上記に準拠した「施業指針」を定めて、針広混交林化や郷土樹種への転換を図っている。

4-2-3 / 妥当である

森林施業計画書の伐採計画に従って、間伐等の施業が実行されていることを確認した。

4-3. 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。

4-3-1 / 妥当である

「静岡市市有林施業記録（以下:施業記録）」に、林分毎の施業履歴が残されており、実行状況が確認できる。

4-3-2 / 妥当である

地域森林計画書及び市森林整備計画書の施業基準と整合した「施業指針」が作成されている。

また、森林施業計画書の「森林の現況並びに伐採・造林・保育計画表」に更新予定表が作成されている。

4-3-3 / 妥当である

整備に当たって使用した苗等は、原則的に対象森林周辺に元々存在した郷土種を使用するよう努めているが、ボランティア団体などからの要請で、一部で非郷土樹種の花木等が植えられている。

ただし、植栽箇所を限定するなどの配慮を行っている。

4-3-4 / 妥当である

植え付け後は、巡視等により、その地に根付かなかった苗木が確認された場合は、すみやかに補植を行っている。

4-4. 天然林についても地域の特性を考慮し適切な森林管理計画が樹立され、的確な更新施業が行われている。

4-4-1 / 適用除外

対象森林は、多様な森林を創造するため、スギ・ヒノキ人工林の樹種転換等を図っている森林であり、天然林は無い。

4-5. 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われている。

4-5-1 / 妥当である

「施業指針」及び「市森林整備計画書」に、保育に関する技術指針が作成されて

いる。また、巡視の際に、重要種などに印を付け、下刈り、除・間伐の際に、刈り残すよう、作業者に指導している。

4-5-2 / 妥当である

「施業記録」に、林分ごとの施業履歴が残されていることを確認した。
また、森林施業計画書に保育計画が作成されていることを確認した。

4-6. 目標林型への誘導に必要な間伐が適切に計画され、間伐が的確に実行されている。

4-6-1 / 妥当である

「森林施業計画書」に林分ごとの伐採率、数量、間伐方法、予定時期が明示されていることを確認した。

4-6-2 / 妥当である

「施業指針」を作成し、施業にあたっている。
広葉樹林や針広混交林への誘導に当たっては、スギ・ヒノキ人工林内に設けたギャップに、在来種を主とした広葉樹が植栽されている。スギ・ヒノキ人工林と針広混交林のスギ・ヒノキ部分は、9～14 齢級の林木で構成され、下層植生が消滅したような林分は見られない。
なお、下刈り、除・間伐の際に、生物多様性上の重要な自生種の保存に努めるとともに、「樹上の営巣を確認した時は、伐採せず繁殖の妨げにならないよう配慮する」としている。

4-6-3 / 妥当（向上目標付記）

「施業記録」に、林分ごとの施業履歴が残されていることを確認した。
対象森林整備前は、スギ・ヒノキの間伐の遅れた過密林分であったことから、整備に当たっては、20～80%の間伐が行われている。ただし、一部には下層植生は回復したものの、間伐の手遅れで樹冠長比、形状比共に問題で、健全な成長が期待できない林分が見られる。
これらの林分については、風倒被害等も心配されることから、植え替えなどの検討も必要と思われる。

4-7. 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ、農薬など化学物質の使用は、法令などを順守し、かつ必要最小限の用途にとどめている。

4-7-1 / 妥当である

病虫獣害の防除については、森林病虫害等防除法、および鳥獣保護法の鳥獣保護事業計画に基づいた「静岡市鳥獣被害防止計画」を立てて行っている。

対象森林においても「施業指針」により、「病害虫が発生した場合には、薬剤不使用、捕殺が原則であるが、万一蔓延による植生異常が懸念される場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に従い、適切な管理のもとで必要最小限の使用とする」としており、生物多様性・水土保持への適切な配慮がされている。

4-7-2 / 妥当である

近年、周辺地域でのシカが増加しており、食害や剥皮被害が広がりを見せてきている。対象森林では、これまでに被害は確認されていないが、今後、剥皮や食害等が確認された時は、防護柵、樹幹へのネット巻きなどにより対応することとしている。

4-7-3 / 妥当である

「施業指針」により「林内巡視等により、生育状況、病害虫の発生等林況を把握し、適切な施業や駆除を早期に行うことで生物多様性に富む健全な森林を育成する」としており、「薬剤不使用、捕殺が原則であるが、万一、病害虫蔓延による植生異常が懸念される場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に従い、適切な管理のもとで必要最小限の使用とする」としている。

4-8. 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られている。

4-8-1 / 妥当である

管理委託先に巡視活動の体制整備や来訪者への指導啓発などを求める「施業委託仕様書」及び「林野火災予消防マニュアル」を定めて、林野火災の予防及び消火体制を整えている。

4-8-2 / 妥当である

「林野火災予消防マニュアル」に基づき、受託先の管理職員が消防訓練などに参加するとともに、地域の消防団や森林組合、消防署などと緊急連絡体制を組み、消火体制を整えている。

近年、森林火災の発生は無い。

4-8-3 / 適用除外

近年、山火事の発生は無い。

基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

5-1. 日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守する。

5-1-1 / 妥当である

森林管理及び環境保全上必要な法令及び条例を遵守する事を確認した。

5-1-2 / 妥当である

市役所に「林野小六法」「環境六法」などの法令集が常備されており、いつでも参照できる環境が整えられている。

林地開発許可、伐採届出書、保安林の伐採許可書等の合法性を担保しうる文書類が適切に保管されていることを確認した。

5-2. 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されている。

5-2-1 / 妥当である

対象森林は、かつてふもと集落の茅場として入会管理されてきた経緯があり、現在では、買収等によって静岡市市有林に編入され、法令上の旧慣等は整理されている。

5-2-2 / 妥当である

上記の通り旧慣は整理されているが、現在でも地元住民に対象森林への愛着が強く、森林管理上の高い経験も有していることから、市役所では、地元の住民で組織された「高山・市民の森管理組合」に対象森林の管理を委託している。

5-3. 管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っている。

5-3-1 / 妥当である

管理委託先である「高山・市民の森管理組合(以下:管理組合)」との管理契約に当たって、巡視活動や生物多様性に関わるモニタリング調査を実行することなどを盛り込んだ委託仕様書を作成しており、市役所担当者が、「高山・市民の森に生息・生育する動植物リスト」を作成して、指導に当たっている。

5-3-2 / 妥当である

市役所では委託者を含む従事者に対して「安全作業マニュアル」を定めて、労働災害の防止に努めている。

なお、「管理組合」では、山林作業等を行う際には、事前にミーティングを行い、従業者に上記マニュアルに基づく指導を行っている。

5-4. 従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られている。

5-4-1 / 妥当である

静岡市では委託先従業員の社会保障への加入を指導しており、「管理組合」への聞き取りにより、組合員は、傷害保険など法律で義務づけられた社会保証制度に加入していることを確認した。

5-4-2 / 妥当である

静岡市では、管理委託に際して、「安全衛生及び健康管理マニュアル」を定めており、受託先の「管理組合」では、同マニュアルに基づいた「安全衛生管理体制」を組んで、作業員への安全教育、安全点検、自主的安全活動が実施されている。

基準6 社会・経済の便益の維持及び増進

6-1. 緑の循環資源として、認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り、地域経済の振興に努める。

6-1-1 / 妥当である

対象森林における森林認証の取得は、「森林の役割を市民一人一人が理解し、森林を大切に育てる意義を森林認証という形として伝えていく(管理基本方針)」ことを目的としている。

同市内には、既に森林認証を取得している若手林業家グループがあり、大切に森を育てながら森の大切さを訴えていることから、行政としてこれらの担い手を後押しして、森林認証の意義を市民に周知していくこととしている。

6-1-2 / 妥当である

市民の森である対象森林での認証林産物の生産流通は、現状では想定されていないが、間伐等で出材された林産物は、「管理組合」やボランティア活動で、積極的に利用し、森林認証のPRに努めることとしている。

6-1-3 / 妥当である

林道・作業道などの土留や排水溝、管理歩道など各所に支障木や間伐小径木が活用されている。

また、展示施設「森の恵」には、薪ストーブが設置されており、森林整備の際に産出される枝条等を燃料として利用している。

6-2. 市民に自然に触れ合う機会/場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されている。

6-2-1 / 妥当である

対象森林は、森林レクリエーションや林業体験等市民の交流の場所として設置されたもので、年間を通じた森林・環境教育プログラムがあり、地域住民や地元小中学校との連携のもとで、様々な森林教室や林業体験プログラムが実施されている。また、林内や歩道等には自然解説板や案内板なども多数設置されており、山火防止や安全等についての啓発看板も設置されている。

6-2-2 / 妥当である

委託仕様書に基づき、林内で発生したゴミ等は、指定場所まで持ち帰ることとしている。また、来訪者に対しては、啓発看板を設置し、山火事防止、ゴミの持ち帰り、動植物の採取など、森林でのマナーを守るよう、協力を求めている。

6-3. 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられている。

6-3-1 / 妥当である

対象森林は、「森林と人との共生林」であり、市民の森としての目的を達成するため、主に森林レクリエーションや景観維持改善の観点から、3タイプ8種類の林に区分されて整備されてきている。

6-3-2 / 妥当である

対象森林は、「保健保安林」に指定されており、「指定施業要件」及び認定森林施業計画に基づいた施業が行われており、地域森林計画及び市森林整備計画に定める基準・規範に適合している。

6-3-3 / 妥当である

対象森林は、森林レクリエーションや景観の維持等を主目的としている森林であり、整備に当たっては、「静岡市民のための市民の森を計画するものであるため、多様化する市民の声を採り入れるとともに市民自らで市民の森を創っていくものである」とし、静岡市民の代表等で構成した「市民の森整備基本計画検討委員会」を組織して、施設設置、森林配置等の計画づくりを慎重に進めてきたところである。

6-4. 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されている。

6-4-1 / 妥当である

対象森林内には、文化財保護法等によって指定された文化財はない。

ただし、「高山の池」は竜神伝説を持ち、一部の地元住民にとって、「雨乞いの

儀式」を行う聖地とされ、看板等で明示するとともに、「施業指針」によって保水対策等、周辺環境も含めた保全に対する慎重な配慮がなされている。

6-4-2 / 妥当である

対象森林は、「森林の持つ様々な機能の維持・増進に向けて、森林を良好な形で管理し、市民共有の貴重な財産として後世に引き継ぐため」に創設された「静岡市森林環境基金」のシンボリックな役割を持った森林であり、地元住民との協働事業によって、森林に関する様々なイベント等が行われている。

6-5. 対象森林の管理・整備・利用が、地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として貢献できるよう努めている。

6-5-1 / 妥当（向上目標付記）

市民の森として整備されるに当たって、特に間伐が重視され、現在は見違える程に整備されている。また、整備過程で産出された支障木や間伐材も、施設等へ利用するなど有効利用に努めてきている。

ただし、森林公園としての整備であったため、施設等の管理道を除き、森林施業に使える作業道の設置はなく、今後計画されている間伐に伴う間伐材の搬出利用が課題である。

6-5-2 / 妥当である

静岡市では、独自の環境基本計画を作成しており、温室効果ガスの排出削減など「地球環境保全への積極的参加」を基本目標とした様々な施策が進められている。市民の森においても、薪ストーブを設置するなど、化石燃料削減に向けた啓発活動が行われている。

基準7 モニタリングと情報公開

7-1. 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、適宜実施すること。

モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られている。

7-1-1 / 妥当（向上目標付記）

対象森林における「高山・市民の森」の植物マップを作成するため、職員によるモニタリングが行われている。モニタリングに当たっては、「モニタリング調査実施要領」を定め、巡視時及び作業完了時のチェックリストを作成している。

7-2. 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っている。

7-2-1 / 妥当である

対象森林は、鷹類の秋の渡りの経路にあり、毎年、日本野鳥の会関係者による調査が行われている。その他にも、静岡植物研究会など、市内の植物・昆虫等愛好団体による調査要請も多く、それらの要請には管理組合でも進んで協力している。

7-3. 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されている。

7-3-1 / 妥当である

「施業記録」に林分別・年次別の施業履歴及び、諸被害の履歴等が記録されている。

7-4. 森林管理計画とモニタリング結果は、情報の機密性を尊重するが、その概要については一般に公開することを原則とする。

7-4-1 / 妥当（向上目標付記）

高山市民の森では、ホームページを作成しており、施設などの管理情報や、イベントや季節の動植物などの情報を発信している。

今後、上記モニタリングなどを基に、植物マップ等を作成して、公開していく予定である。